

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例
周南市介護老人保健施設使用料手数料条例（平成16年周南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

多床室	/	320円
-----	---	------

」

を

「

多床室	—	370円
-----	---	------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。